



島根県報

平成18年3月31日(金)
号外第71号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

(農業経営課)

公布された条例等のあらまし

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第51号)

1 規則の概要

- (1) 貸付対象者に集落営農組織を追加することとした。(第2条・第3条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第51号

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県農業改良資金貸付規則(平成14年島根県規則第81号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を次のように改める。

- (5) 集落営農組織(法人格を有しない任意団体で次の要件(水田及び畑の耕作に係る農業経営以外の場合には、工を除く。)のすべてを満たすものをいう。以下同じ。)

ア 次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる基準に従った規約を有していること。

事 項	基 準
(1) 団体の目的	(1) 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。
(2) 団体の意思決定の機関及びその決定方法	(2) 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
(3) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項	(3) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法が衡平を欠くものでないこと。
(4) 代表者及び代表権の範囲	(4) 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
(5) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収方法	

イ 一元的に経理を行っていること。

ウ 原則として5年以内に農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。)に組織を変更する旨の目標を有していること。

エ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

オ 主たる従事者(当該任意団体の運営の中心となる者)が農業経営基盤強化促進法第6条に規定する市町村が定める基本構想の目標農業所得額と同等以上の農業所得の目標額を定めていること。

第2条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第1号から第4号までに掲げる者が全構成員の過半を占める作業受託組織その他の法人格を有しない団体(集落営農組織を除く。)で、前号アに定める規約を有しているもの

第3条第1項の表1の項貸付対象者の区分の欄中「認定農業者」の次に「集落営農組織」を加え、同表3の項内容の欄中「前項第5号」を「2の項第5号」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項に次のように加える。

3 集落営農組織	1の項各号並びに前項第2号及び第5号に掲げる資金	50,000,000円と当該農業改良措置の導入に必要な経費の額の8割に相当する額とのいずれか低い額	10年(3年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、特定地域資金を借り受ける場合にあっては12年(5年以内の据置期間を含む。)以内
----------	--------------------------	---	--

第6条第1項及び第11条第1項中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根県農業改良資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う借入申込みについて適用し、同日前に行われた借入申込みについては、なお従前の例による。